

令和4年度（第73回）全国労働衛生週間

兵庫労働局労働基準部健康課

スローガン

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

期間

本週間：令和4年10月1日から令和4年10月7日まで

≪ 準備期間：令和4年9月1日から令和4年9月30日まで ≫

令和4年10月1日から7日までは、令和4年度全国労働衛生週間です。

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的として、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で73回目を迎えます。

長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進、高齢労働者の安全と健康の確保（エイジフレンドリーガイドライン）、治療と仕事の両立支援、化学物質・石綿による健康障害防止対策等に加え、令和3年には、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害が19,000人以上発生している状況にあることから、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底と継続が求められます。

～本週間に実施する事項～

- ★ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ★ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ★ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ★ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等の緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ★ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※ 詳細は、下記厚生労働省 HP にて令和4年度全国労働衛生週間実施要綱をご確認ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26899.html

～準備期間中に実施する事項～

下記の事項について日常の労働衛生活動の総点検の実施

● 重点事項

- ・ 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ・ メンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- ・ 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- ・ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・ 受動喫煙防止対策に関する事項
- ・ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・ 腰痛予防対策の推進に関する事項
- ・ 熱中症予防対策の推進に関する事項
- ・ テレワークを行う労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- 労働衛生3管理の推進、作業の特性に応じた事項、東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進